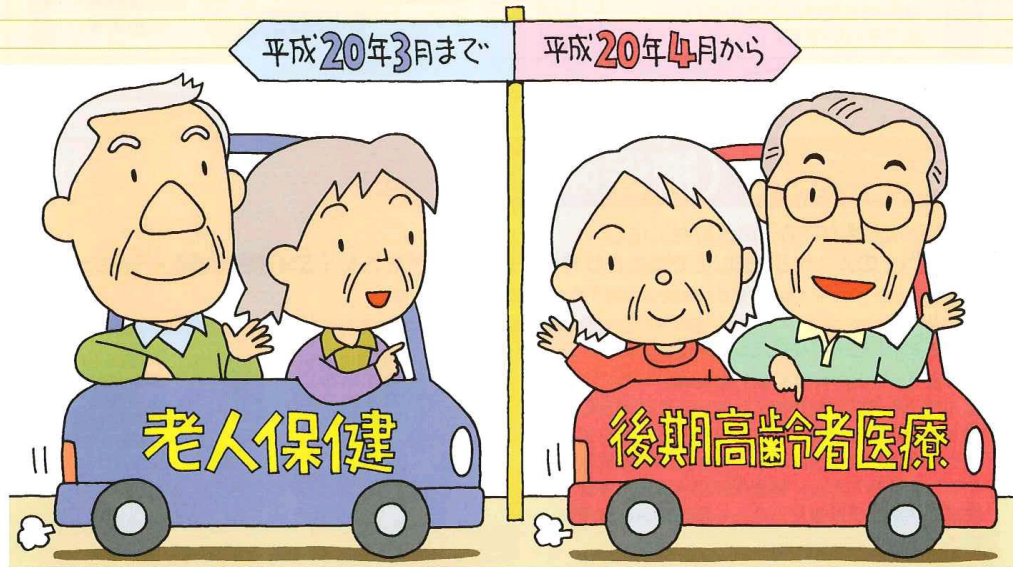


75歳以上の人 は 平成20年4月 から

一定の障害がある人は65歳以上

新しい高齢者の医療制度 (後期高齢者医療制度)が はじまります!



平成20年3月まで

国保や会社の健康保険などに加入しながら「老人保健」で医療を受けます。

窓口で提示するもの

- ・ 加入している医療保険の保険証
- ・ 医療受給者証



平成20年4月から

高齢者だけの新しい医療制度「後期高齢者医療」で医療を受けます。

窓口で提示するもの

- ・ 新しく発行される後期高齢者医療の保険証



75歳(一定の障害がある人は65歳)以上の方は、国保や会社の健康保険などの医療保険に加入しながら「老人保健」で医療を受けていますが、平成20年4からは高齢者だけの新しい医療制度「後期高齢者医療」で医療を受けます。

- 75歳(一定の障害がある人は65歳)以上の方は後期高齢者医療制度に加入します。
- 窓口での自己負担は老人保健と変わりません。
- 新しく後期高齢者医療の保険証が一人に1枚交付されます。(平成20年3月頃)
- みなさんの保険料が大切な財源です。保険料は原則として年金から徴収されます(平成20年4月から)
- 医療と介護の自己負担の合計が高額となっている世帯に対する給付が始まります。

問合せ先

山梨県後期高齢者医療広域連合 ☎055-236-5671

もしくは、市町村後期高齢者医療担当窓口へ

沖縄県

098-963-8012

後期高齢者医療制度とは

後期高齢者医療制度とは、75歳（一定の障害がある人は65歳）以上の人が加入し、広域連合（都道府県）と市区町村が協力して運営します。

保険者

広域連合

都道府県単位ですべての市区町村が加入する「後期高齢者医療広域連合」が、制度を運営します。

- 保険証の発行
- 保険料の賦課
- 医療を受けたときの給付などを行います。

市区町村

- 保険料の徴収
- 申請や届出の受付
- 保険証の引渡など、窓口業務を行います。

保険料

給付・保険証

被保険者

75歳（一定の障害がある人は65歳）以上の人

- 保険料を納めます。

加入する人（被保険者）

広域連合の区域内である市区町村に住む

- 75歳以上の人
- 65歳以上で寝たきり等の一定の障害がある人（広域連合の認定を受けた人）

※現在、認定を受けている人は引き続き広域連合の認定を受けたものとみなされる予定

ただし、障害認定を受けている75歳未満の人は、認定を取り下げる事もできます。（認定を取り下げる申請は、各市町村窓口へ）

健康保険組合等の被保険者も加入します

75歳（一定の障害がある人は65歳）以上の人は住んでいる市区町村が加入している広域連合の運営する後期高齢者医療制度の被保険者となります。これまで国民健康保険などの医療保険の被保険者だった人はもちろん、健康保険組合や船員保険、共済組合の被保険者だった人も後期高齢者医療制度の被保険者となります。



75歳以上の国民健康保険の被保険者



75歳以上の健康保険組合、船員保険、共済組合等の被保険者・被扶養者

後期高齢者医療制度の被保険者

※被用者保険の被扶養者であった方については、制度開始から半年間保険料が免除され、その後の半年間は1割の徴収となります。また、その後も被保険者となったときから2年間経過するまでは保険料が半額となります。

お医者さんにかかるときは

後期高齢者医療では老人保健と同じようにお医者さんにかかることができます。また、その他の給付についても老人保健と同様に受けられます。

後期高齢者医療でお医者さんにかかるときは、老人保健と同じようにかかった医療費の一部を負担します。

- 一般の人……………1割負担
- 現役並み所得のある人……3割負担

お医者さんにかかるときは「新しい保険証」になります

後期高齢者医療制度の被保険者には、新たに後期高齢者医療制度独自の保険証が一人に1枚発行されます。お医者さんにかかるときは必ず提示してください。



沖縄県

山梨県後期高齢者医療広域連合

〒400-8587 甲府市蓬沢 丁目15番35号（山梨県自治会館2階） ☎055-236-5671

※今後、国から制度の詳細が示されることにより、内容が変更になることがあります。

〒904-1192 うるま市石川石崎1丁目1番（うるま市役所石川庁舎3階） 098-963-8012